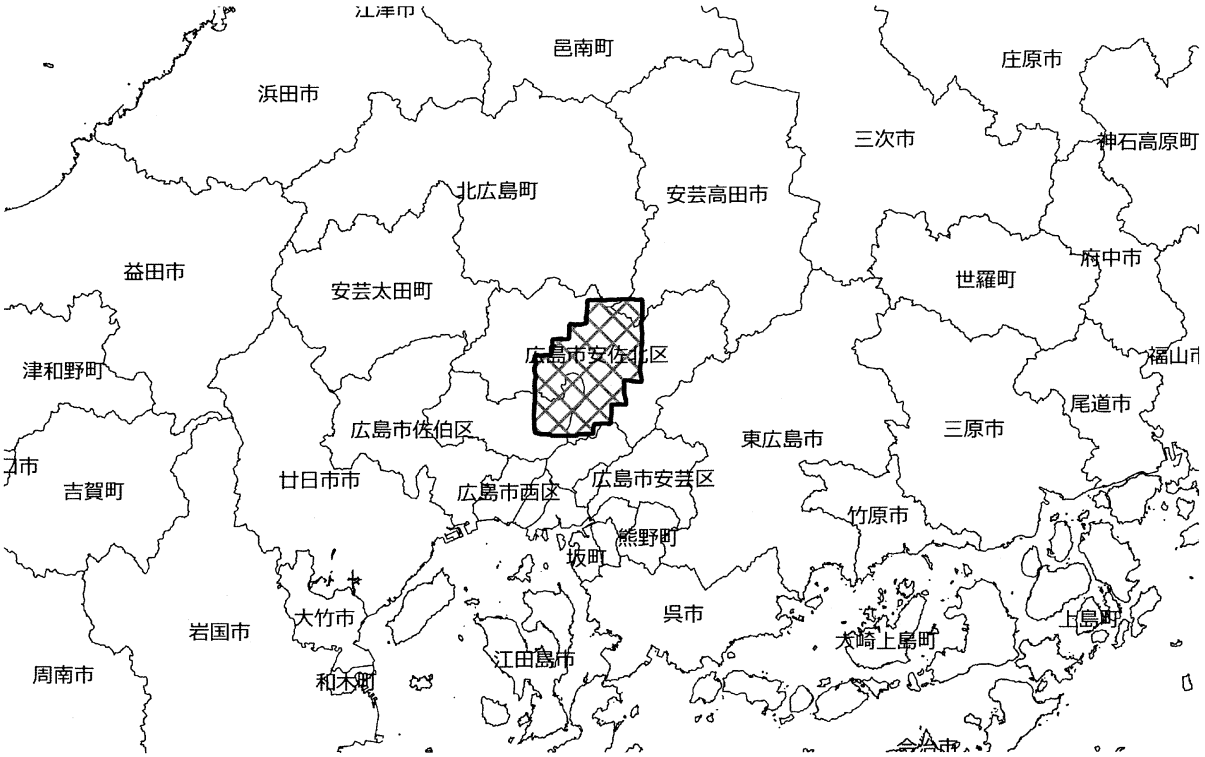
広島地区



破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第９号

茨城県つくばみらい市筒戸1842番地
債務者　古谷　三良
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井出　晃哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１０号

茨城県つくばみらい市筒戸1842番地
債務者　古谷　玲子
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井出　晃哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第４４号

三重県伊賀市服部町1948番地の１
債務者　岡森　徳郎
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　慶志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第１７３号

滋賀県近江八幡市末広町71番地　上蒲生野団地１号棟104号、住民票上の住所滋賀県近江八幡市末広町200番地96
債務者　松下　寿
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂梨　勝彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月３日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第６１号

兵庫県尼崎市下坂部３－18－３－1103、住民票上の住所兵庫県尼崎市久々知１丁目12番12－213号
債務者　髙橋　智**敎**
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　曽我　智史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第８０号

鹿児島県鹿児島市宇宿７丁目19番５号（ハイツサルビア203号）
債務者　吉谷　公一
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柿　晃弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１１０１号

大阪府豊中市宮山町３丁目２番13号
債務者　村上　信吾
1　決定年月日時　平成29年３月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾島　史賢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月７日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６号

愛媛県宇和島市吉田町東小路乙63番地
債務者　毛利　次郎
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越智　顕洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
松山地方裁判所宇和島支部